

浜田市告示第 79 号

市道の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により市道の供用を開始するので告示します。

その関係図面は、次により一般の縦覧に供します。

令和 7 年 4 月 18 日

浜田市長 久保田 章 市

- 1 縦覧の期間 告示の日から 14 日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 2 縦覧の場所 浜田市役所都市建設部維持管理課
- 3 供用開始の内容

路線番号	路線名	起 点	延長 (m)	敷地の幅員(m)	
		終 点		最大	4.1
31-3-190	安城 190 号線	浜田市弥栄町門田 848 番 3 地先	143.8	最小	3.9
		浜田市弥栄町門田 848 番 18 地先		最大	5.9
31-3-191	安城 191 号線	浜田市弥栄町門田 848 番 13 地先	318.3	最小	3.9
		浜田市弥栄町門田 495 番 5 地先		最大	10.3
26-3-189	井野 189 号線	浜田市三隅町井野ハ 661 番 2 地先	82.2	最小	3.1
		浜田市三隅町井野ハ 658 番 3 地先			